

# 処 分 基 準

令和8年6月1日

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第48条
処 分 の 概 要 : 警備業者に対する指示
原権者 (委任先) : 茨城県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :